

岡山県主任介護支援専門員研修に関するQ & A（令和8年度）

【受講要件】

Q 1 実務経験の「常勤専従」とは具体的にどのような勤務形態ですか？

A 1 「常勤」とは、雇用形態を問わず、勤務する（していた）事業所等が定める常勤職員の勤務時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする）を勤務していることを指します。「専従」とは、サービス提供時間帯（事業所等における勤務時間）を通じて、介護支援専門員としての実務以外の業務に従事していないことを指します。よって、他職種（ヘルパー等）との兼務期間は算定できません。ただし、居宅介護支援事業所または小規模多機能居宅介護事業所の管理者との兼務については算定可能です。

Q 3 現在、管理者ですがケアプランを作成していません。従事期間に算定できますか？

A 3 算定できません。居宅介護支援事業所等の管理者であっても、管理者専任で管理業務のみを行っていた場合は、介護支援専門員としての実務経験とは認められないため、従事期間として算定できません。担当ケースを持ち、実際にケアプランを作成している必要があります。

Q 4 介護支援専門員として就業していますが、サービス計画書を作成していない場合は従事期間に算定できますか。

A 4 介護支援専門員として、単に要介護認定のための調査業務を行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみ行い、サービス計画書の作成を行っていなかった場合は、従事期間に算定できません。ただし、現任（現に介護支援専門員として実務に従事）の要件は満たしていると認められます。

Q 5 地域包括支援センターでの介護予防プラン作成期間は算定に含まれますか？

A 5 介護支援専門員として登録され、介護支援専門員証が交付されている期間であれば、算定に含めることができます。ただし、証の有効期間満了後の期間や、登録のみで証が交付されていない期間は算定できません。

Q 6 「主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者」とはどのような者ですか。

A 6 「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付け老計・老振・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）の6(1)③に基づき、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者をいいます。

Q 7 病気や育児による休職期間は従事期間に含めることができますか？

A 7 含めることはできません。休職期間等は、介護支援専門員として実務に従事していないため、通算期間から除外して計算してください。

Q 8 岡山県外の事業所で実務に従事していた期間は合算できますか？

A 8 合算可能です。その場合、県外の事業所から「実務経験証明書（様式3）」を取り寄せて提出してください。複数の事業所・施設での就業履歴がある場合は、事業所ごとに証明書が必要です。

【実務経験証明書】

Q 9 勤めていた事業所の閉鎖等により、実務経験証明書（様式3）が提出できません。

A 9 以下のいずれかの方法で証明をしてください。

＜事業所が廃止されている場合＞

- ・廃止事業所の旧経営者が、現在も受講申込者の勤務記録を保管しているのであれば、旧経営者に「元〇〇事業所代表者□□□」として証明してもらってください。この場合、事業所の開所、閉鎖の年月日が分かる書類が併せて必要です。
- ・上記が難しい場合に限り、受講申込者が保有している廃止事業所が作成した雇用契約書や給与明細書などを提出してください。ただし、提出された書類で受講要件を満たしていることが確認できない場合は、受講決定できません。

＜事業所が統合されている場合＞

労働者名簿、賃金台帳等を引き継いだ先の事業所に証明してもらってください。

その際、統合元・統合先の事業所名を証明書の、施設・事業所名に記入してください。

Q 10 実務経験証明書の印鑑は、電子印鑑でも可能ですか？

A 10 不可です。実務経験証明書には、必ず法人印、事業所印もしくは代表者印を押印してください。電子印鑑による提出は認められません。

Q 11 結婚等で現在の姓と証明書類の姓が異なる場合はどうすればよいですか？

A 11 婚姻関係の分かる戸籍抄本の提出は不要です。

実務経験証明書（様式3）の余白等に

「△△（旧姓）は、私〇〇（現在の姓）の旧姓です。登録番号：33123456」と記入してください。